

外国証券に関するご案内（権利配当等）

山田 大輔 様

商品名称	銘柄コード	お支払い年月日	数量	決済区分
外国株式 現金配当等	123456	2025/08/16	100	外貨決済
税込金額（外貨）	国外税率（%）	国外源泉徴収税額（外貨）	国内税率（%）	
1,000	10	100	20.315	
確定日	申告用単価（外貨）	申告用為替単価（外貨）		
2025/08/16				
所得税 申告用欄	国外源泉税課税標準額（円）	申告用国外源泉徴収税額（円）		
	130,000	13,000		
○△□株式会社				

2 税引前の配当金など（外貨）を記入

3 現地で徴収された税額（外貨）を記入

外国税額控除に関する明細書 1面

外国税額控除に関する明細書（居住者用） （令和2年分以降用）

（ 7 年分）

1 外国所得税額の内訳

○ 本年中に納付する外国所得税額

氏名 山田 大輔

国名	所得の種類	税種目	納付確定日	納付日	源泉・申告（賦課）の区分	所得の計算期間	手続上の税標準額	左に外国所得税
米国	配当	源泉所得税	R7・8・16	R7・8・16	源泉	R7・1・1 R7・12・31	(外貨) 1,000ドル 130,000円	(外貨) 100ドル 13,000円
計							130,000円	13,000円

○ 本年中に減額された外国所得税額

国名	所得の種類	税種目	納付日	源泉・申告（賦課）の区分	所得の計算期間	外国税額控除の計算基礎となった年分	減額されることとなった日	減額された外国所得税額
----	-------	-----	-----	--------------	---------	-------------------	--------------	-------------

1 取引を行った国名、所得の種類を記入

4 税引前の配当金など（外貨）を申告用為替単価で円換算した金額を記入

5 現地で徴収された税額（外貨）を申告用為替単価で円換算した金額を記入

どんな人？

山田 大輔さん
（48歳・会社員）

家族構成・妻（47歳・扶養対象外）、長女（16歳）、長男（13歳）

年収・給与800万円

源泉徴収税額・33万9800円

給料から差し引かれた

社会保険料・120万7270円

生命保険料の控除額・8万円

新生命保険料の控除額4万円

（保険料15万円）、

介護医療保険料の控除額4万円

（保険料12万円）

基礎控除額・63万円

米国株の配当金・13万円

外国税額控除に関する明細書 2面

3 所得税及び復興特別所得税の控除限度額の計算

所得税額①	358,900円
復興特別所得税額②	7,536円
所得総額③	6,230,000円
調整外国所得金額④	130,000円
所得税の控除限度額⑤	7,489円
復興特別所得税の控除限度額⑥	157円

4 外国所得税額の繰越控除余額又は繰越控除限度超過額の計算の明細

本年分の控除余額又は控除限度超過額の計算	
所得税③の金額	7,489円
復興特別所得税⑥の金額	157円
道府県民税⑦	449円
市町村民税⑧	1,797円
計⑨	9,892円
外国所得税額④	13,000円
前3年分の控除余額	
控除限度超過額	3,108円

5 外国税額控除額の計算

所得税の控除限度額⑦	7,489円
分配時調整外国税相当額控除後の復興特別所得税額⑨	
分配時調整外国税相当額控除後の復興特別所得税額⑩	
所得税の控除可能額⑪	7,489円
復興特別所得税の控除可能額⑫	157円
外国所得税額④	13,000円
外国税額控除等の金額⑬	7,646円

（※）分配時調整外国税相当額控除の適用がない方は記載する必要はありません。

申告書第一表「税金の計算」欄の「外国税額控除等」欄（第一表）に転記します。右欄の「区分」の口記入については、控除の裏面を読んでください。

外国税額控除は、所得税の控除限度額の計算など複雑なプロセスが必要。国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」なら、1面に記入した「外国所得税額の内訳」を入力するだけで自動計算してくれる

申告書第一表、第二表はP44～47を参考に記入しよう！

6 申告書第一表 47～48へ転記